

4 目標事業量

基本方針1 子どもや母親の心身の健康づくり

基本施策1 子ども・母親への健康支援

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により 母子健康手帳を交付する。(5箇所)	継続して実施する。	5箇所交付
妊婦一般健康診査	委託医療機関において、妊娠中に2回健康診査を実施する。(1人2回)	医療機関と連携を図りながら、継続して実施する。	1人2回
新生児家庭訪問	新生児(生後28日未満)のいる家庭を訪問して、個別の相談に応じる。(600家庭)	継続して実施する。	600家庭
乳児一般健康診査	委託医療機関において、1歳までに2回健康診査を実施する。(1人2回)	医療機関と連携を図りながら、継続して実施する。	1人2回
両親学級	妊娠・出産・育児の知識の習得とともに、仲間づくりを目指し、妊婦とその家族を対象としたコース学習を実施する。(6コース)	継続して実施する。	6コ-ス
幼児健康診査	1歳6か月児・3歳児健康診査を毎月1回実施する。(月1回)	継続して実施する。	月1回
乳幼児相談	4か月児・10か月児健康相談を毎月2回実施する。また、2歳児アンケート調査、ダイヤル相談を実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士により、個別の相談に応じる。(月2回)	継続して実施する。	月2回
予防接種	予防接種法及び結核予防法に定められた定期予防接種を実施する。(BCG・ポリオは集団方式)	全定期予防接種について、かかりつけ医で受けることのできる個別接種方式を推進する。	全種予防接種の個別方式
経過観察児フォローアップ教室	遊びを通じた発達援助の場を設けて必要な助言・指導を行い、保護者を支援するため、言語及び情緒などの経過観察が必要な子どもと保護者を対象に遊びの教室を実施する。(年11回)	継続して実施する。	年11回
育児支援家庭訪問事業	子どもの健全育成を促すとともに虐待の未然防止に取り組むため、乳幼児のいる家庭を訪問して、個別の相談に応じる。(180家庭)	継続して実施する。	290家庭
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者の絵本を介した触れ合いを支援するため、4か月児健康相談時に、絵本等が入ったブックスタートパックを贈呈する。(月2回)	継続して実施する。	月2回

基本施策2 食育の推進

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
親と子の料理教室	各小学校の親子を対象として、栄養実習を実施する。(16回)	継続して実施する。	18回
保育所・学校の給食	給食を通じて、正しい食習慣、栄養について学習する。(全保育所、学校)	継続して実施する。	全保育所、学校
給食研究大会	学校給食の充実を図るため、給食参観、公開授業、研究発表等を行う。(1回)	継続して実施する。	年1回

基本施策3 安心できる医療の整備

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
妊婦一般健康診査(再掲)	委託医療機関において、妊娠中に2回健康診査を実施する。(1人2回)	医療機関と連携を図りながら、継続して実施する。	1人2回
乳児一般健康診査(再掲)	委託医療機関において、1歳までに2回健康診査を実施する。(1人2回)	医療機関と連携を図りながら、継続して実施する。	1人2回
休日夜間急患センター運営事業	新居浜市内科・小児科急患センターにおいて、内科・小児科の休日診療、夜間診療を行う。(毎日)	継続して実施する。	毎日
在宅当番医制運営事業	各担当医師の診療所において、産婦人科・外科の休日診療を行う。(休日)	継続して実施する。	休日

基本方針2 子どもの豊かな心・知・体の育成

基本施策1 次代の親の育成

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発	新居浜市雇用対策協議会を通じて、インターンシップ事業、マナー研修等を開催する。また、愛媛労働局、21世紀職業財団等と連携し、市政だよりやCATVを活用した広報活動を実施する。	インターンシップ受入先企業を開拓しながら、継続して実施する。	随時
職場体験の充実	保育所・放課後児童クラブ等でインターンシップを受け入れ、子どもとのふれあいを通じて、子育ての楽しみや困難さ、子どもの現状を学び、親としての心構えを学習する機会をつくる。	継続して実施する。	随時

基本施策2 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境等の整備

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
子どもと親の相談員設置事業	小学校に、子どもと親の相談員を概ね週3回派遣し、子どもの話し相手・悩み相談や関係機関、児童福祉施設等との連携支援を図る。(1校)	設置学校数の増加を図る。	17校(スクールカウンセラーを含む)
ハートなんでも相談員設置事業	中学校にハートなんでも相談員を週3回派遣し、子どもや保護者の相談活動を行う。(10校)	継続して実施する。	10校(スクールカウンセラーを含む)
いじめ・不登校問題等対策費	不登校の子どもの居場所として適応指導教室(あすなる教室)を開設し、野外活動などの適応指導、カウンセリング、フリーダイヤルや自宅訪問による悩み相談を受け付ける。(1箇所)	継続して実施する。	1箇所
不登校親の会(ほっとコーナー)	主任児童委員が相談の受け手となり、不登校の子どもの親の悩みや相談に応えるカウンセリングの会である。主任児童委員の経験や様々なケース対応をもとに、個別の相談にこたえ、子育ての不安解消や、児童へのサポートを行う。(月1回)	不登校のみならずいじめや児童虐待など総合的な相談を展開することを計画している。	月1回
中高生海外派遣費	中高生を海外へ派遣し、その国の文化、経済、生活習慣を理解させる。	継続して実施する。	
小学校夢広がる学校づくり推進事業	特色ある学校づくりのために各校が取り組もうとする事業計画を提案し、指定校を選定して、事業の一部助成を行う。	継続して実施する。	
中学校夢広がる学校づくり推進事業	特色ある学校づくりのために各校が取り組もうとする事業計画を提案し、指定校を選定して、事業の一部助成を行う。	継続して実施する。	
生きた英語教育推進費	外国人英語指導助手と日本人英語指導員により、市内小中学校の生きた英語教育を推進する。(指導員等3人)	継続して実施する。	指導員等4人
体育授業の充実	運動の楽しさや喜びを味わうとともに、運動技能を高めることができるようにし、生活を明るく健全にする態度を育てる。	継続して実施する。	

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
運動部活動の支援	生徒の運動部活動を支援し、生涯に渡って運動に親しむ意欲や公正な態度を育てる。	継続して実施する。	
健康教育の実施	個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。	継続して実施する。	
学校評議員制の活用 外部評価の実施	学校評議員制度を活用し、学校運営に積極的にかかわってもらうとともに、学校評価についても内部評価だけでなく外部評価実施に努め、その結果を公開して保護者・地域に信頼される学校づくりを推進する。(全小・中学校)	より積極的な外部評価の導入と学校評議員制度の活用を図る。またホームページなどによる評価の公表を検討する。	全小・中学校
教育懇談会	子どもたちを健全に育成し、特色ある学校づくりを進めるため、学校、公民館、地域住民と話し合う。(11中学校区)	継続して実施する。	全校区(11中学校区)
中学校選択制度	中学校入学時に、中学校を選択することができる。	継続して実施するとともに、選択できる中学校数や小学校選択制について検討する。	
小規模特認校制度	希望があれば、自然環境に恵まれた小規模の学校(別子・大島小学校、別子中学校)に通うことができる。	継続して実施する。	
保育所・幼稚園と小学校の連携	子どもの健全育成を図るため、保育所・幼稚園・小学校の連携を深める。	継続して実施する。	

基本施策3 思春期保健対策の充実

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
学校保健研究大会	当面する学校保健の諸問題について研究し、その充実と発展に期するため、公開授業、研究発表、研究協議、講評などを行う。(年1回)	継続して実施する。	年1回
養護教諭部会研修会	養護教諭の資質の向上を目指し、毎月情報交換等を実施するとともに、年に数回講師を招き、講演会を開く。(月1回)	継続して実施する。	月1回
学校保健委員会	家庭・学校が連携を図りながら、子どもが主体的に健康づくりについて考えていけるよう、各小・中学校において、学校保健の諸問題について研究協議する。(年1回)	継続して実施する。	年1回
薬物乱用防止教室	各中学校において、教職員、保護者、子どもを対象に、警察署職員、保健センターの職員等の講話を聞く。(年1回)	継続して実施する。	年1回
性教育・エイズ教育	各小学校の保健の授業、中学校の保健体育の授業、特別活動等で、学級担任と保健体育科の教員、養護教諭らが連携を図りながら実践する。	継続して実施する。	随時

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
教育相談活動	学校の教職員、スクールカウンセラーや相談員が個別に教育相談を実施する。	継続して実施する。	随時
スクールカウンセラー活用事業	中学校にスクールカウンセラーを毎週1～2回派遣して、子どもや保護者の相談業務に従事している。	継続して実施する。	随時
子どもと親の相談員設置事業(再掲)	小学校に、子どもと親の相談員を概ね週3回派遣し子どもの話し相手・悩み相談や関係機関、児童福祉施設等との連携支援を図る。(1校)	設置学校数の増加を図る。	17校(スクールカウンセラーを含む)
ハートなんでも相談員設置事業(再掲)	中学校にハートなんでも相談員を週3回派遣し子どもや保護者の相談活動を行う。(10校)	継続して実施する。	10校(スクールカウンセラーを含む)
子育て学習講座開設支援事業	小学校入学前の集団検診時を利用した子育て講演会(17校)、思春期の子どもを持つ親のための子育て講演会(10校)を開催する。(25校)	継続して実施する。	27校

基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
環境浄化事業	未成年への酒・タバコの販売をしないよう販売店へ協力を依頼する。また、公衆電話ボックス内のピンクチラシ状況を確認する。	継続するとともに、ピンクチラシについては撤去を検討する。	
街頭補導活動	問題行動の早期発見、未然防止のために、少年補導員による街頭補導活動を行う。(650回)	継続して実施する。	年680回
健全育成に関する啓発	センターだよりの発行、標語募集、CATV・市政だよりによる啓発を行う。(年3回)	継続して実施する。	年3回
相談活動	あすなる教室指導員による、非行等に関する積極的な相談活動を実施する。	継続して実施する。	

基本方針3 子育て家庭に対する支援

基本施策1 家庭の教育力の向上

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
出前講座(生涯学習まちづくり市民講座)	出前講座として子育て支援に関する講座を設け、市民の依頼があれば、担当講師による講座を実施する。(364回)	継続して実施する。	年380回(総数)
子育て学習講座開設支援事業(再掲)	小学校入学前の集団検診時を利用した子育て講演会(17校)、思春期の子どもを持つ親のための子育て講演会(10校)を開催する。(25校)	継続して実施する。	27校
生涯学習事業(家庭教育講座)	子育てに関する勉強会、親子レクレーション等様々なメニューを展開し、家庭教育の充実を図る。14公民館で実施する。(14校区)	継続して実施する。	18校区
子育て中の親と子に関する講座	ウイメンズプラザの自主事業として、子育て中の親を主な対象とした講座を開催する。(年4回)	継続して実施する。	

基本施策2 保育サービスの充実

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
子育て支援総合コーディネート事業	子育て支援に関する情報の蓄積、利用者への情報提供、利用援助等の支援を実施する。(コーディネーター1人 情報提供件数4,500件)	円滑な情報の更新、利用援助のために、関係機関と連携した体制づくりを図る。	コーディネーター1人 情報提供件数5,000件
ファミリー・サポート・センター事業	子育てに関して支援を求めると支援協力を行うものを会員登録し、子育ての支援が必要となるときに援助活動を行う(1箇所 2,700件)	より多様なニーズへの対応、会員の専門性の向上、各校区での一定の提供会員の確保を図る。	1箇所 年間利用3,200件
放課後児童クラブ	両親が就労などにより昼間家庭にいない、小学校1~3年生の子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して、生活と遊びの場を設ける。(17箇所)	継続して実施する。	17箇所
乳幼児健康支援サービス事業	新居浜市に居住している子ども(0歳児から小学校低学年)が病気で、保護者が家庭で保育できない時に、子どもを預かる。利用料 1日2,700円、1800円(市民税非課税世帯)、0円(生活保護世帯) (1箇所1日定員8人)	継続して実施する。	1箇所(1日定員8人)
通常保育事業	保護者の就労等により保育に欠ける子どもを保育する。公私立27園。広域入所も実施している。ほかに、へき地保育所1園。(27園2,620人)	継続して実施する。	27園(認可定員2,680人)
一時保育事業	市内に在住する1歳以上の未就園児であって、保護者の就労や傷病、私的理由等により緊急 一時的に保育を必要とする子どもを週3日程度を限度として保育する。保育料は、1日1,500円(昼食代含む) (1箇所1日定員15人)	継続して実施する。	1箇所(1日定員15人)
延長保育事業	私立保育所において、19時及び18時30分まで開園時間を延長し、就労している親の実態に合致したサービスを提供する。(13園)	今後とも市民のニーズに合致したサービスの提供に努める。	13園
事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量

保育所地域活動事業	保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座、保育所退所児童との交流等の活動を行っている。(27園)	継続して実施する。	27園
保育所の整備	老朽化が著しく、建て替えが必要と認められる場合、公立保育所については建て替えを検討し、私立保育所については申し出に基づき協議している。	公立保育所(若水乳児園、若宮保育園)は建て替えを検討する。私立保育所と協議する。	
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	児童養護施設において、保護者の傷病等により一時的に養育が困難となった子どもの養育を行う。原則7日以内。(1箇所)	継続して実施する。	1箇所
私立幼稚園の預かり保育事業	私立幼稚園8園(9園中)において通常保育時間外に預かり保育(延長保育)を実施している。	私立幼稚園において実施する。	
夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者の帰宅が恒常的に夜間に渡る場合や休日に不在の場合等で、子どもへの生活指導や家事の面等で困難が生じる場合に、施設において生活指導、食事の提供等を行う。(1箇所)	東新学園において実施する。	1箇所
つどいの広場事業	子育て中の親子が相談、交流する場をつくり、子育てアドバイザーが相談に応じる。子育て情報の提供、講習会の開催などを行う。(なし)	実施場所、運営主体の検討を行う	1箇所
地域子育て支援センター事業	子育てサークルの支援や育児に関する相談を行う。朝日保育園、泉川保育園に設置している。(2箇所)	継続して実施する。	2箇所
家庭児童相談	家庭婦人相談員を配置し、家庭環境、子どもの養育、児童虐待等について相談に応じるとともに、児童相談所との連携のもと、適切な対応に努めている。(相談員1人)	継続して実施する。	相談員1人

基本施策3 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
男女が働きやすい環境に向けてのセミナー	男女が働きやすい環境づくりに向けて、キャリアアップセミナーなどのセミナーを開催する。(年1回)	継続して実施する。	年1回
職業生活・家庭生活相談	職業生活・家庭生活について、週1回、相談員が相談に応じる。(相談員1人)	継続して実施する。	相談員1人
女性雇用対策	事業所における女男の均等な扱い、労働者の仕事と育児の両立を図るため、パンフレットの配布や市政だよりでの啓発活動を行う。(年1回)	継続して実施する。	年1回
ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携	商工会議所会報等を利用し、仕事と子育ての両立について啓発活動を実施する。	継続して実施する。	随時

基本施策 4 障害・発達に遅れのある子どものいる家庭への支援の充実

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
障害児保育事業	保育に欠ける障害児で、保育所で行う集団保育になしむ子どもを健全児とともに保育所に受け入れる。(27園)	継続して実施する。	27園
障害児通園事業	新居浜市社会福祉協議会のはげみ園において、発達に遅れや障害のある就学前の子どもに、発達を促し、社会参加していくための基本的な能力を育てる援助をするために、集団個別指導を行う。(1箇所)	利用者、保護者の実態に即し、利用増となるよう内容充実を図る。	1箇所
在宅心身障害児(者)短期入所事業(ショートステイ)	保護者が病気等で家庭での介護が困難となった時など、一時的に施設で受け入れる。同様に、障害児が居宅で日常生活を営むことができるようホームヘルプサービス事業等を行う	障害者支援費制度での対応となっているが、利用者の選択に答えられるよう整備検討する。	
小学校障害児教育充実費	言語障害通級指導教室、情緒障害特殊学級に指導員を配置し、障害児教育の充実を図る。また、情緒障害特殊学級に校区外から通学する子どもの通学費の一部を補助し、保護者負担の軽減を図る。	継続して実施する。	
中学校障害児教育充実費	情緒障害特殊学級に指導員を配置し、障害児教育の充実を図る。また、情緒障害特殊学級に校区外から通学する子どもの通学費の一部を補助し、保護者負担の軽減を図る。	継続して実施する。	
学校生活介助員制度	通常学級に在籍する障害児、特殊学級に在籍する肢体不自由児に対し介助員を配置し、保護者負担を軽減する。(対象障害児1人につき介助員2人配置)	継続して実施する。	対象障害児1人につき介助員2人の配置
障害児家庭への支援(各種手当等)	障害児福祉手当、特別児童扶養手当など、障害児家庭への支援を行う	継続して実施する。	

基本施策 5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	母子生活支援施設において、緊急一時的に保護を必要とする母子の保護を行う。(1箇所)	継続して実施する。	1箇所
夜間養護等(トワイライトステイ)事業(再掲)	保護者の帰宅が恒常的に夜間に渡る場合や休日に不在の場合等で、子どもへの生活指導や家事の面等で困難が生じる場合に、施設において生活指導、食事の提供等を行う。(1箇所)	東新学園において実施する。	1箇所
児童扶養手当	所得要件を満たす、18歳(障害児は20歳)になった年度末までの子どもを持つ母親または養育者に対して扶養を支援する手当を支給する。	継続して実施する。	
母子寡婦福祉資金の貸付	県が貸し出す就学支度金、修学資金、転宅資金等の資金について申請を受付、進達する。	継続して実施する。	
母子及び父子家庭小口資金の貸付	母子及び父子家庭に対して緊急に資金が入用になった際に上限50,000円の資金を貸し付ける。社会福祉協議会に事務委託。	継続して実施する。	
母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練奨励費等を支給し、就業に効果的な知識や技能、資格の習得を支援する。	継続して実施する。	
事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量

母子・父子相談	母子自立支援員が生活上の相談を受け、自立を促進する。(相談員 1人)	母子寡婦福祉連合会との連携を持ちながら、継続して実施する。	相談員 1人
母子家庭医療費助成	20歳に到達した誕生日末まで(月の初日生まれの場合は前月末まで)の子どもを養育している母子家庭について、保険診療の自己負担分について助成する。20歳到達後も資格が継続する場合がある。	継続して実施する。	

基本施策 6 子育て支援事業に関する情報の発信・公開

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
e- ネット市政モニター事業	携帯電話のメールを利用し、モニターに情報提供を行う。(なし)	モニターの募集を積極的に行い、人数を増やす。	月1回
子育て支援総合コーディネーター事業(再掲)	子育て支援に関する情報の蓄積、利用者への情報提供、利用援助等の支援を実施する。(コーディネーター 1人 情報提供件数 4,500件)	円滑な情報の更新、利用援助のために、関係機関と連携した体制づくりを図る。	コーディネーター 1名 情報提供件数 5,000件

基本施策 7 子育てに伴う経済的負担の軽減

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
乳幼児医療費助成	3歳未満の乳幼児の保険診療の自己負担分を助成、また、3歳から就学前の子どもは入院時における保険診療の自己負担分を助成する。	継続して実施する。	
歯科医療費助成	3歳から就学前の子どもの歯科外来の保険診療の自己負担分を助成する。	継続して実施する。	
幼稚園就園奨励費補助金	公立幼稚園就園世帯のうち市民税所得割非課税世帯に対し、保育料の減免を実施している。また、私立幼稚園就園世帯に対しては、所得に応じて補助金を交付している。	継続して実施する。	
児童手当	就学前の子どもを養育する保護者に対して、第二子までは月額 1人5,000円、第三子からは 1人10,000円の手当を支給する。	継続して実施する。	
児童扶養手当(再掲)	所得要件を満たす、18歳(障害児は20歳)になった年度末までの子どもを持つ母親または養育者に対して扶養を支援する手当を支給する。	継続して実施する。	
就学援助制度	経済的な理由によって就学が困難な子どもに対し学用品費等の援助を行い、小中義務教育の円滑な実施を図る。	継続して実施する。	
奨学金の貸付	高校、高専、大学又は専修学校(専門課程)に在学し、その学資の支弁が困難なものに対して、資金を貸し付ける。	継続して実施する。	

基本方針4 地域における子育て支援

基本施策1 地域の共育力再生の支援

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
校庭開放等学校施設の活用	校庭等を学校教育に支障のない範囲で住民の活動等に提供する。	継続して実施する。	
子ども会等地域活動の機会の充実	愛護班連絡協議会への助成、愛護班モデル事業の実施(3校区)を行う。(12校区)	継続して実施するとともに、愛護班の増加をめざす。	愛護班18校区
子育てサロンの充実	地域の子育てをしている保護者と婦人会や自治会などの子育て経験者との交流の場をつくる。	社会福祉協議会で実施する。	
PTA等地域教育団体の活動支援	PTA、ボーイスカウト、ガールスカウトへの活動助成を行う。	継続して実施する。	
NPO等各種市民団体の育成・活動支援	市民が主役のまちづくり支援事業など、NPO、各種市民団体の支援に努める。	継続して実施する。	
男性参画の子育てサポート事業	男性の参画を前提にした子育て団体の、親子・世代間の交流、子どもの養育に関する研修、子どもの事故防止活動、男性の子育て参画事業などの活動を支援する。(4団体)	継続して実施する。	4団体

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育てに関して支援を求めるものと支援協力を行うものを会員登録し、子育ての支援が必要となるときに援助活動を行う。(1箇所 2,700件)	より多様なニーズへの対応、会員の専門性の向上、各校区での一定の提供会員の確保を図る。	1箇所 年間利用 3,200件
子育て支援総合コーディネーター事業(再掲)	子育て支援に関する情報の蓄積、利用者への情報提供、利用援助等の支援を実施する。(コーディネーター1人 情報提供件数4,500件)	円滑な情報の更新、利用援助のために、関係機関と連携した体制づくりを図る。	コーディネーター1名 情報提供件数 5,000件
(仮称)次世代育成支援センターの設置	市民の利便性向上のため、窓口の一元化など各課で実施している子育て支援に関する事業の集約を図る。	集約する事業等の検討を行い、体制を整備する。	

基本施策3 地域における子どもの健全育成

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
放課後児童クラブ (再掲)	両親が就労などにより昼間家庭にいない、小学校1～3年生の子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して、生活と遊びの場を設ける。(17箇所)	継続して実施する。	17箇所
児童センター・児童館運営	市内3ヶ所の児童センター、1箇所の児童館において子ども達の健全な育成を図るための遊びの場を確保するとともに、親の交流を通して安心して子育てに取り組める仲間づくりを行う。(4館)	継続して実施する。	4館
子どもの居場所づくり事業	公民館等を活用して、安全安心な子どもたち(すべての小中学生が対象)の居場所を設け、大人を指導員として配置し、放課後や週末のスポーツ・文化活動等を実施する。(2校区)	順次拡大を図る。	7校区
親子いきいきふれあい事業	各種世代間交流事業を通して、青少年健全育成を図る。18公民館で実施している。(18校区)	継続して実施する。	18校区

基本方針5 子どもが育つ安全な環境づくり

基本施策1 安全な道路・交通・その他の生活環境の整備

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
「あんしん歩行エリア」の整備	「あんしん歩行エリア」は、平成19年度までにエリア内の全体死傷事故件数2割抑止、歩行者・自転車の死傷事故件数3割抑止を目標とされている。新居浜市では2地区指定されている。	今後整備を行う。	2地区
公共施設のバリアフリー化	公共建築物の完全バリアフリー化を目指した設計に取り組んでいる。	バリアフリー化はもとより、ユニバーサルデザインを目指した建築物の設計に取り組む。	
交通安全教室	申請に基づき、保育所、幼稚園、小学校等で交通安全教室を開催する。(保育所27園、幼稚園9園、小学校17校、中学校9校)	内容を充実させながら、継続して実施する。	全園、全学校
学校における交通安全教育	交通法規を守り、危険な状況の判断や安全な行動ができる子どもを育成する。	継続して実施する。	
チャイルドシートの正しい使用の徹底・普及啓発	市補助団体である「新居浜市交通安全推進協議会」(新居浜市も加盟登録)主催の交通茶屋や同協議会長から委嘱を受けた交通指導員が積極的に街頭指導を実施している。	継続して年次計画の中で、積極的な検討を依頼する。	

基本施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
犯罪予防等に関する地域ネットワーク	市役所と警察、市民、企業・団体などが一体となって犯罪の予防等に関するネットワークを整備する。	ネットワークを整備する。	
防犯講習会	申請に基づき、警察との連携を図りながら、防犯講習会を開催する。	継続して実施する。	随時
児童相談所との連携	児童虐待、児童養護施設入所等について、日常的に連絡調整を図り、円滑な事業推進に努める。	子どもの心的、身体的な被害をケアし、日常生活に早急に復帰できるよう支援する。	
小・中学生への防犯ブザーの貸与	登下校時等の安全確保のため、小・中学生に防犯ブザーを貸与する。(全小・中学生)	継続して実施する。	全小・中学生

基本施策3 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業概要 ()は平成16年度見込み	今後の方向	目標量
児童虐待防止地域ネットワーク	地域の各種関係団体がネットワークを組織し、虐待を水際で防止する。	ネットワークを整備する。	
家庭児童相談(再掲)	家庭婦人相談員を配置し、家庭環境、児童養育、児童虐待等について相談に応じるとともに、児童相談所との連携のもとに、適切な対応に努めている。(相談員1人)	継続して実施する。	相談員1人
育児支援家庭訪問事業(再掲)	子どもの健全育成を促すとともに虐待の未然防止に取り組むため、乳幼児のいる家庭を訪問して、個別の相談に応じる。(180家庭)	継続して実施する。	290家庭
子どもと親の相談員設置事業(再掲)	小学校に、子どもと親の相談員を概ね週3回派遣し、子どもの話し相手・悩み相談や関係機関、児童福祉施設等との連携支援を図る。(1校)	設置学校数の増加を図る。	17校(スクールカウンセラーを含む)
ハートなんでも相談員設置事業(再掲)	中学校にハートなんでも相談員を週3回派遣し、児童生徒や保護者の相談活動を行う。(10校)	継続して実施する。	10校(スクールカウンセラーを含む)